

6月1日は 人権擁護委員の日

人権の相談は、人権擁護委員へ
人権擁護委員は、人権の大切さ
について理解を深めてもらうため
の活動をされています。

人権についてお悩みの場合は、
人権擁護委員にご相談ください。
日ごろの法務局の人権相談所や委
員の自宅での相談のほか、次の日
程で特設相談所が開設されます。
相談は無料で、秘密は厳守され
ます。お気軽にご相談ください。

人権特設相談所

6月1日（金）に市内2か所で
特設相談所が開設されます。

○湖島の里

（西部福祉ステーション）

午前10時から午後1時まで、藤
澤委員、宮本委員、三原委員。
午後1時から午後5時まで、中
川委員、徳田委員、沢尾委員。

○びわ高齢者福祉センター

午前9時から正午まで、
吉村委員、蓮元委員、伊藤委員。

人権擁護委員や相談について
の問い合わせは、大津地方法
務局長浜支局（☎0503）へ。

人権擁護委員の みなさん

藤澤 玲子 委員 （小沢町・☎5989）	金 沢 作衛 委員 （加納町・☎1634）	中 川 望 委員 （加田町・☎2998）	宮 本 香代子 委員 （三ツ矢町・☎5511）	武 田 敏子 委員 （口分田町・☎4613）	徳 田 頼子 委員 （大辰巳町・☎3577）	三 原 文雄 委員 （西上坂町・☎5371）	沢 尾 武廣 委員 （大宮町・☎9565）	石 田 賢 委員 （谷口町・☎2750）	福 田 妊子 委員 （三田町・☎1525）	加 納 隆 委員 （野村町・☎1868）	草 野 景一 委員 （寺師町・☎0253）	吉 村 宏昌 委員 （錦織町・☎23483）	蓮 元 紀子 委員 （難波町・☎2697）	伊 藤 賢隆 委員 （富田町・☎23837）
-------------------------	--------------------------	-------------------------	----------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------	-------------------------	--------------------------	-------------------------	--------------------------	---------------------------	--------------------------	---------------------------

あなたもチャレンジしませんか？

「男女共同参画講座」受講生募集

男女共同参画社会の実現に向
けて、地域や職場でリーダーと
して活躍いただける方を養成す
る講座です。情報処理能力やD
V、まちづくりなど様々な角度
から男女共同参画について学び
ます。元ラグビー日本代表選手
大八木淳史さんの子育てトーク
もあります。

【日時】

平成19年5～9月（全7回）

【派遣先・主催】

滋賀県男女共同参画センター
（近江八幡市鷹飼町80-4）

【対象】

市内にお住まいで、男女共同
参画に関心のある人（18歳以
上・高校生除く）

【定員】

2人（応募多数の場合は抽選）

【受講料】

無料（旅費は市で負担します）

【応募方法】

住所・氏名・連絡先・応募動
機を記入のうえ、ハガキ・封書
もしくはEメールにてお申込み
ください。

【申込先】

〒526-8501 長浜市高田町12番34号
長浜市役所 人権施策推進課 男女
共同参画グループ
E-Mail: jinken@city.nagahama.shiga.jp

【締切り】

5月10日（木） 必着

女性の悩み相談

女性にしかわからない悩みって
たくさんありますよね。
そんな時は一人で悩まず、気軽
に相談に来てください。（要予約）

○とき

5月19日（土）13:00～16:00
6月 5日（火）10:00～14:00

○ところ

長浜市民交流センター相談室

○相談員

下地久美子さん（臨床心理士）

○料金

無料
※託児あり（要予約）、秘密厳守

○問い合わせ先

平日：市人権施策推進課
（☎6556・専用ダイヤル）
土日祝：長浜市民交流センター
（☎3366）

「人権」ってなあに

今月の人権
地域での
人権学習②

「学び」のススメ
ちよつとおもしろい人権学習
会のご紹介の第2弾。今回もボ
ランティアのみなさんと一緒に
開催している学習会をご紹介します。

「絵本」のススメ

誰かに絵本を読んでもらった
経験はありますか。絵本を読ん
でもらうと、不思議と心が安ら
ぎ、落ち着いたりするものです。
そんな絵本をとおして、人が
持っている心の豊かさや、いの
ち・思いやりの大切さを伝えたい
と、ボランティアグループの
みなさんと学習会を開催してい
ます。



～自治会での様子～
町のお祭りの前に、子ども達と大人
がいっしょに学習しました。

～子育てサークルでの様子～
親子そろって、地域の人といっしょ
に学習しました。



市に寄せられた声を紹介します

駐車場でのマナー

公共施設の身体しょうがい者
用駐車場に健常者の車が止まっ
ているのをよく見かけますが、
もっと利用者に協力を求めたり、
広報でマナーアップを呼びかけ
てはどうですか？

回答

市役所には、本館・別館
前に車椅子マークを明示した身
体しょうがい者専用駐車場を2
か所設置し、看板により利用者
のみなさんに周知し、協力を求
めています。

しかし、それだけでは十分な対
応とは言えないと考えられますの
で、今後は看板設置による周知・
協力依頼だけでなく、広報紙等
を通じてマナーアップを呼びかけ
ていきたいと考えています。

車椅子マークを見たら

身体しょうがい者用駐車場の
スペースがちよつと広くなっ
ているのは、車イスで降りる
際、その分（約1m）ドアを
大きく開けなければいけない
からです。

車椅子マークを見たら、そん
なことをちよつと思ひ出して
みてください。みなさんのご理
解とご協力を願います。

お問い合わせは、市企画調整課
広報広聴グループ（☎650
4）へ。



「車椅子マークとは」

車椅子マークは、1969年に国際リハビ
リテーション協会が定めた国際シンボルマ
ークです。

このマークは、しょ
うがい者が利用できることを示し
ており、施設の駐車場
や出入口、トイレやエ
レベーターなどでよく
使われています。



市役所の本館・別館前の
身体しょうがい者専用駐車場と看板